

平成 25 年第 1 回臨時  
夕張市議会会議録  
平成 25 年 2 月 28 日(木曜日)  
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について  
第 2 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更について  
第 3 議案第 2 号 損害賠償額の決定について  
第 4 議案第 3 号 夕張市議会基本条例の制定について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君  
小 林 尚 文 君  
高 間 澄 子 君  
熊 谷 桂 子 君  
高 橋 一 太 君  
島 田 達 彦 君  
藤 倉 肇 君  
厚 谷 司 君  
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。  
●議長 高橋一太君 ただいまから平成 25 年第 1 回臨時夕張市議会を開会いたします。  
●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。  
●議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開きます。  
●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、

会議規則第 118 条の規定により

大山議員  
小林議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君  
教育委員会委員長

氏家孝治君  
選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君  
農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君

理事 高畠信次君

まちづくり企画室長

熊谷禎子君

まちづくり企画室主幹

佐藤学君

まちづくり企画室主幹

上田晃弘君

総務課長 及川憲仁君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 佐藤喜樹君

総務課主幹 谷口将太君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君  
財務課主幹 押野見 正 浩 君  
財務課主幹 大 島 琢 美 君  
産業課長 木 村 卓 也 君  
産業課主幹 茅 野 裕 喜 君  
産業課主幹 志 賀 友 彰 君  
建設課長 細 川 孝 司 君  
建設課都市計画土木担当課長  
熊 谷 修 君  
建設課主幹 近 野 正 樹 君  
建設課主幹 大 森 世志英 君  
上下水道課長 天 野 隆 明 君  
上下水道課技術担当課長  
小 林 正 典 君  
上下水道課主幹 阿 部 和 之 君  
市民課長 芝 木 誠 二 君  
市民課主幹 千 葉 葉津乃 君  
市民課主幹 小 松 政 博 君  
市民課主幹兼南支所長  
清 野 敦 子 君  
保健福祉課長兼福祉事務所長  
池 下 充 君  
保健福祉課主幹 武 藤 俊 昭 君  
保健福祉課主幹 角 直 剛 君  
会計管理者兼出納室長  
寺 江 和 俊 君  
消防長 増 井 佳 紀 君  
消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君  
教育課長 秋 葉 政 博 君  
教育課社会教育担当課長  
古 村 賢 一 君  
教育課主幹 鈴 木 茂 徳 君  
教育課主幹 西 岡 博 幸 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君  
◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名  
事務局長 竹 下 明 洋 君  
◎本議会の書記の職・氏名  
事務局長 竹 下 明 洋 君  
主査 熊 谷 正 志 君  
主査 志 茂 隆 君  
主査 辻 一 郎 君

---

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

---

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

はい、小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、平成 25 年第 1 回臨時市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議をした結果についてご報告申し上げます。

本臨時会に付議されます案件につきましては、市長提案の議案が 2 件、議会提案の議案が 1 件、計 3 件の議案であります。

これらの取り扱いにつきまして協議した結果、付議されております案件はいずれも即決することとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 24 年度以降の財政再生計画につきまして、国の平成 24 年度補正予算に対応した事業の追加や昨年 11 月に行った財政再生計画の平成 24 年度第 4 次変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 9 条第 1 項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本案は同法第 10 条第 6 項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意がなされることを前提とするものでありますことから、当該変更計画が効力を有する日については総務大臣の同意を得た日とあらかじめ設定し、あわせて議会の議決を得ようとするものでございます。

計画変更の主な内容としましては、まず一般会計についてご説明いたします。

平成 24 年度の計画変更といたしまして、国の補正予算による過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金を活用し、過疎集落生活圏の維持、活性化に取り組む事業として、真谷地地区の生活環境の維持確保に資するために地域内集約における集約住棟の長寿命化、福祉対応型への改善、共同浴場のコンパクト化等に要する経費の増、除雪出動回数の増加による市道や文化スポーツセンターの除雪費の増額、燃料単価上昇によるし尿処理場の燃料費の増額、経年劣化により不具合が生じた保健福祉センターの暖房設備を修繕するための経費の計上、障害者自立支援事業における支援を受ける方のサービスの質、量が上回ったことによるサービス給付に必要な経費の増額、事業実施に伴い道支出金が見込まれる重度心身障害

者、乳幼児及びひとり親家庭等の医療給付事業の増額、夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金を幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てる額の増額、保育協会に対する障害児保育事業費補助の増額、昨年 4 月以降の定年退職を除く退職者における退職手当の支給に係る増額、市内企業の施設拡大事業が延期になったこと等による新産業創造等事業費補助の減額、昨年 4 月に発生した普通河川の災害復旧事業について復旧事業の一部を平成 25 年度において実施することとなったことによる経費の減などがございます。

また、平成 25 年度の計画変更といたしましては、民間賃貸住宅建設費補助や地域おこし協力隊派遣事業など地域の再生に資する事業や、夕張メロン生産拡大対策や経営体育成支援など農業の振興に資する事業、小中学校の図書室に配置する図書の充実や老朽化した幼稚園のジャングルジムの更新など教育の充実に関する事業、農業研修センターの外壁補修や不要公共施設の除却など市民の皆様の安全安心に資する事業に係る経費の計上のほか、国道支出金、繰入金の増額及び地方交付税の減額などがございます。

次に、診療所事業会計についてご説明いたします。

平成 25 年度の計画変更といたしましては、市立診療所に対して負担する病床負担額の増額と光熱水費の減額、その財源となる一般会計繰入金の増額及び市立総合病院で運営していた当時の医療費未納入に係る諸収入を計上するものでございます。

また、財政再生計画書本文中、今年度までに消防組織の広域化を進める旨を記載していますが、今年度中の実現が困難な見通しとなっていることから、実態に即した内容とするよう、第 8 その他財政の再生に必要な事項を変更しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 2 号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 2 号損害賠償額の決定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 24 年 11 月 29 日、夕張市本町 4 丁目の道道夕張岩見沢線路上におきまして市公用車が発生原因となる交通事故により相手方に損害を与えたことについて、その損害賠償の額を定め、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 高橋一太君 日程第 4 に入ります前に、議案審議との関係から、この場合、副議長と交代いたします。

〔議長、議員席に移り、副議長が議長席に着く〕

---

●副議長 角田浩晃君 日程第 4、議案第 3 号夕

張市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員。

●高橋一太君（登壇） 議案第 3 号夕張市議会基本条例につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由説明を申し上げます。

本議案は、夕張市議会基本条例の制定についてでございます。

この条例は、議会及び議員の責務、議会や議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めようとするものであり、前期の議会からも構想を抱いていたものでございます。

私ども議会に携わる者にとりまして大変重要な案件でございますとともに、夕張市議会初の基本条例の制定でもございます。

ここで、本日、議案提出に至るまでの経緯について申し上げさせていただきます。

昨年 10 月 24 日、議会基本条例にかかわる 1 度目の議員間の協議会を開会をさせていただきました。

次いで、11 月 27 日に正式に議長諮問という形で議会運営委員会へ制定することについて、その課題の整理と条例作成についてのご意見を求めたところでございます。

その後、今月に至るまで初回の議員協議も含めまして通算 10 度に及ぶ議会運営委員会を中心とした各種の検討会議を開いていただき、その間には議会改革の先進地でございます栗山町議会の議員の皆様をお招きしての学習会や打ち合せ会議、議会のほかの会議等を利用しての協議など、できるだけ多くの機会を設けながら、精力的に検討を重ねてきたところでございます。

本日、議員提案で提出いたしました本議案は、議長諮問により議会運営委員会全委員の論戦により作り上げ、ご答申いただいた内容に基づくものでございます。以上が議案提出に至る経緯でございます。

次に、提出議案の概要についてを申し述べます。

まず、本条例案は前文と本文 14 カ条及び附則で構

成されております。

前文は、本条例を制定することに至った背景と趣旨、さらには本議会の決意をうたっております。

本文のうち主な点を申し上げますと、第1条の目的を初めといたしまして、第2条では議会の活動原則並びに議会は市の最高意思決定機関であること、第3条では議員の活動原則を定め、第4条では会派について、第5条では議員としての政治倫理を明記させていただきました。

次に、第6条議会と市民との関係におきましては、市民に対して積極的な情報の公開と十分な説明を行うことをまず第一に捉え、そのために議会だよりのほか様々な広報手段を用いること、さらには市民や各種団体との意見交換の場や市民が傍聴する機会の拡大をねらって夜間議会の実施をすることなど、また、常任委員会などにおいては参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の声、ご意見などを直接議論の場に反映させることについて規定をしております。

次に、第7条議会と執行機関との関係におきましては、審議を明確なものとするため、執行機関に対し事前に十分な資料提供を求めること、本会議での一般質問は一問一答方式で行うこと、また、質問者の論点を明らかにするため、議長を通じて執行機関から反問することができるということを定めております。

次に、第8条では議会の活性化のため議会及び議員は政策形成の向上に努め、議長、副議長の選出に当たっては傍聴されている方々にもその志願者の所信がわかるようにすることについてなどを定めております。

また、第9条ではほかの自治体の議会などとの交流及び連携を進めていくため、今後の本議会のあり方について調査研究を行うこと、また、第10条では市民に対する議会及び議員の責任と義務について明文化をいたしました。

次に、第11条では議会図書室の充実に努めることとし、第12条におきましては議員の政策立案を補助するため、議会事務局の体制の強化についてを定め

ております。

第13条においては、本条例が夕張市議会においての最高規範条例であることを明確に定めました。

条文最後の第14条におきましては本条例の見直しについてを定め、この条例の目的達成度を検証するとともに、今後、条例自体の改善が必要になった場合、慎重でありつつも適切に対処することを規定をしております。

そして、附則において本条例は本年、平成25年4月1日から施行することと規定をしております。

以上が提出案件の概要でございます。

最後に申し上げます。

本市は財政再生団体ではありますが、自治体の根幹となるべき二元代表制の一翼として、我々議会も市民と協働していきながら、活力のある地域づくりに取り組むよう努力すべきと考えてございます。

ましてや、今日の地方分権の時代における地方議会のあり方は、それぞれの議会が自らどのような議会にしていくか、またどう市民の負託に応えていくかが問われていくものと思われております。

そこに視点をあて明文化し、まとめたものこそがこの夕張市議会基本条例でございます。

この条例案は、議会運営委員会を中心に我々全議員が持てる力を出しまして、一から作り上げてきたものでございます。

我々は、これからこの条例を市民生活の向上のために生かしていきたいと考えてございます。

本提案は議員全員によるものではございますが、夕張市議会基本条例の趣旨、目的にご賛同いただき、今後、議会がより開かれた、市民の負託に的確に応える議会となるよう努めてまいりますことを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●副議長 角田浩晃君 本案は高橋議員ほか8名全員の提案でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で日程第 4 が終わりましたので、議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

---

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 以上をもちまして第 1 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

---

午前 10 時 52 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文